

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

(位置・地勢)

坂町は、広島県の南西部に位置しており、面積は約 16 km<sup>2</sup>で約 50%が山林で占められている。町の周囲は約 7.1km の海岸線及び山林で囲まれており、東側及び南側の町境は、標高 400m 前後の山々が連なっている。平地は、坂地区中央部を貫流する総頭川、小屋浦地区を流れる天地川などの流域及び海に面する横浜地区にわずかに形成されている。地質は、大部分が花崗岩を主とする土砂、または砂壌土で占められており、急峻な山地と海岸線の平坦部に集落が形成されてきたことから、土砂災害が発生しやすい。

(過去に受けた被害の特色)

・大雨による土砂災害

平成30年7月豪雨では坂地区の総頭川、小屋浦地区の天地川などで土砂災害による被害が発生した。

(洪水・高潮：ハザードマップ)

「坂町津波高潮ハザードマップ」によると、南海トラフ地震発生時における津波被害については、当会の坂支所が立地する横浜地区において広範囲にわたって 2～3 m の浸水が予想されており、最大で 3 m を超える浸水被害が予想されている。また、北新地地区、坂地区では 0.3～1 m の浸水が、小屋浦地区では 0.3～2 m の浸水が予想されている。主要道路の国道31号線では 0.3～1 m の浸水が広範囲で予想されている。

■坂町津波高潮ハザードマップ

<http://www.town.saka.lg.jp/kurashi/bousai/tunamitakasiomap.html>

■高潮・津波災害ポータルひろしま

<http://www.takashio.pref.hiroshima.lg.jp/portal/top.aspx>

(土砂災害：ハザードマップ)

「坂町土砂災害ハザードマップ」によると、土石流・急傾斜地による土砂災害警戒地域が市街地や国道31号線、JR呉線など広範囲に広がっている。実際に平成30年7月豪雨では、坂地区や小屋浦地区の大部分が被災した。

■坂町土砂災害ハザードマップ

[http://www.town.saka.lg.jp/kurashi/bousai/post\\_427.html](http://www.town.saka.lg.jp/kurashi/bousai/post_427.html)

(地震：ハザードマップ)

気象庁や地震調査研究推進本部の発表では、南海トラフ地震の発生する可能性は、30年以内に、70%～80%、地震の規模はM8～M9クラス、特に直下型地震の場合、町内のほとんどで最大震度6強が想定されている。また、液状化現象の発生も想定されている。

■坂町地震防災マップ

<http://www.town.saka.lg.jp/kurashi/bousai/jisinnmap.html>

■広島県地震被害想定調査報告書（H25.10）

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/4/1181640340970.html>

■地震調査研究推進本部 南海トラフ地震

[https://www.jishin.go.jp/regional\\_seismicity/rs\\_kaiko/k\\_nankai/](https://www.jishin.go.jp/regional_seismicity/rs_kaiko/k_nankai/)

（2）商工業者の状況

① 経済センサスからの事業所数

【表.1 広島安芸商工会地域の商工業者数等】

商工業者数	1,967 (平成26年経済センサス)
小規模事業者数	1,456 (平成26年経済センサス)
商工業者の会員数	776 (令和2年9月30日現在)

② 業種別の商工業者数

（表2）令和2年9月30日現在

	広島安芸商工会の会員商工業者等数	うち坂町内の会員商工業者数
建設業	147	35
製造業	89	16
卸売業	19	0
小売業	150	35
飲食業	62	8
サービス業	187	31
その他	122	13
計	776	138

（3）これまでの取組み

1) 坂町の取組状況

①防災関連計画の策定

- ・坂町地域防災計画、坂町国土強靭化計画（令和3年3月策定）
- ・坂町災害時支援計画（令和5年8月策定）、国民保護計画等

②自主防災組織の育成・活動促進

- ・防災士養成講座 ・避難の呼びかけ体制づくり支援事業
- ・地域防災リーダー養成講座 ・自主防災会養成講座

③物資の備蓄

平成25年度「広島県地震被害想定調査報告書」に基づき、最も被害が多いと予測されている南海トラフ巨大地震の想定避難者数の内、2,000人を対象として1日分の食料・生活必需品等を備蓄している。

## 2) 当会の取組状況

### ①平成30年7月豪雨における災害復旧のための補助事業に関する取り組み

項目	内容	補助額等
被災地型 小規模事業者持続化補助金	平成30年度 20件 平成31年度 36件	補助上限 国 200万円 県 25万円 (補助率 合計3/4)
広島県中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業(グループ補助金)	グループ参加企業数 中小企業等 51社 その他 28社	事業に要する総事業費 393,450千円 補助金申請額 294,280千円 (補助率3/4)

### ②事業者のB C P、事業継続力強化計画の作成推進等に関する取り組み

- ・事業継続力強化計画に関する国の施策の周知
- ・事業者の事業継続力強化計画策定セミナー、ワークショップの開催
- ・事業者の事業継続力強化計画策定の個別支援
- ・広島県共済と連携した火災共済等の加入促進

## II 課題

平成30年7月豪雨災害では、管内（安芸区船越、海田町、坂町）の107（件数）事業所が被災した。当商工会は被災事業者支援に取り組んだが、マンパワー不足から、広島県商工会連合会を通じて、全国の商工会に応援を受けて対応した。また、災害発生時の対応については、事前準備をしていなかったこともあり、情報収集・伝達、支援活動で、スムーズに進まなかつた点が散見された。

これらの経験を踏まえ、当会の危機管理マニュアル、事業継続計画（B C P）及び事業の策定、緊急時に事業者の被害状況を把握する方法、並びに支援に関する連携体制の構築が課題となっている。

事前対策の面では、保険・共済に関する助言が出来る経営指導員等が限られており、災害発生時に必要な備品の備蓄や設備が整っておらず、事業者のB C P・事業継続力強化計画の策定が進んでいないことが課題である。

## III 目標

- ・管内の商工業者（小規模事業者）に自然災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・災害発時における情報収集、連絡を円滑に行うため、当会と当町の間における被害状況報告体制を構築する。
- ・発災時における連絡を円滑に行うため、当会と当町との間における被災状況報告ルートを構築する。
- ・平常時に、巡回や窓口にて、全国商工会連合会が作成した「リスクチェックシート」等を活用しながら、災害に対する備えを確認する。リスクに応じた保険・共済の加入状況の確認を行い、保険会社と連携して説明会等で必要な保険・共済の加入を推進する。
- ・発災後、速やかな支援が実施できるよう、平時から組織内における体制、関係機関との連絡体制を構築する。
- ・事業所B C P等（事業継続力強化計画）の作成支援を行う。

**【成果目標】**

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
支援対象事業者数	4	4	4	4	4
うちBCP策定事業者数	2	2	2	2	2

※事業所のBCP作成目標は、平成30年度豪雨災害による被災事業者を中心に支援を開始して、5年間で10社の事業者のBCP作成を達成する。

※上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県に報告する。

**事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間**

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和3年4月1日～令和8年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

当会と坂町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

**<1. 事前の対策>**

- 当会では、平成30年7月豪雨災害で被災した小規模事業者が数多くあったことから、多発する自然災害や事故・病気など、日々の様々な経営リスクを軽減し、事業継続できるよう支援する。

**1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知**

- 巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取り組みや対策(事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等)について説明する。
- 商工会報や、坂町広報、ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- 小規模事業者に対し、事業者BCP(即時に取組可能な簡易的なものを含む)の策定による実効性のある取り組みの推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- 事業継続の取り組みに関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。

**2) 商工会自身のBCPマニュアルの作成**

- 当会は「広島安芸商工会BCPマニュアル」を作成した（添付のとおり）。

**3) 関係団体等との連携**

- 広島県共済及び全国商工会連合会が協定を結んだ損害保険会社等に専門家の派遣を依頼し、会員事業所以外も対象として普及啓発セミナーや各種保険の紹介等を実施する。
- 関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

**4) フォローアップ**

- 小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認
- 当会と当町で、状況確認や改善点等について、隨時協議する。
- 平成30年7月豪雨災害時に当会が取り組みを行った広島県中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業(いわゆる「グループ補助金」)による補助を受けた41事業者を中心に、事業者BCPの取組状況の確認等の継続支援を行う。

**【5カ年計画目標】**

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
BCP支援事業者数	2	2	2	2	2
フォローアップ回数	2	2	2	2	2

※フォローアップ回数は1事業者×1回で算出

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害が発生したという想定で、坂町との連絡ルートの確認等を行う（訓練は「広島安芸商工会BCPマニュアル」に沿って実施する）。

<2. 発災後の対策>

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、BCPマニュアルを基に、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後24時間以内に職員の安否確認を行う。
- ・広島安芸商工会BCPマニュアルに記載のとおり、LINEWORKS、SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、おおまかな被害状況（家屋被害や交通情報、道路状況等）を当会と坂町で共有する。

2) 応急対策の方針決定

- ・当会と坂との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。  
職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤せず、職員自身がまず安全を確保し、警報解除後に岡出勤する。
- ・職員全員が被災する等により応急対応が出来ない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被災状況を確認し、14日以内に情報共有する。
- ・職員に対しての事務連絡は、次の非常時連絡網で、①LINEWORKS ②電話 ③メール等で情報伝達を行う。（令和2年9月時点）



(被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区内 10% 程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li> <li>・地区内 1% 程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li> <li>・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。</li> </ul>
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区内 1% 程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li> <li>・地区内 0.1% 程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li> </ul>
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目立った被害の情報がない。</li> </ul>

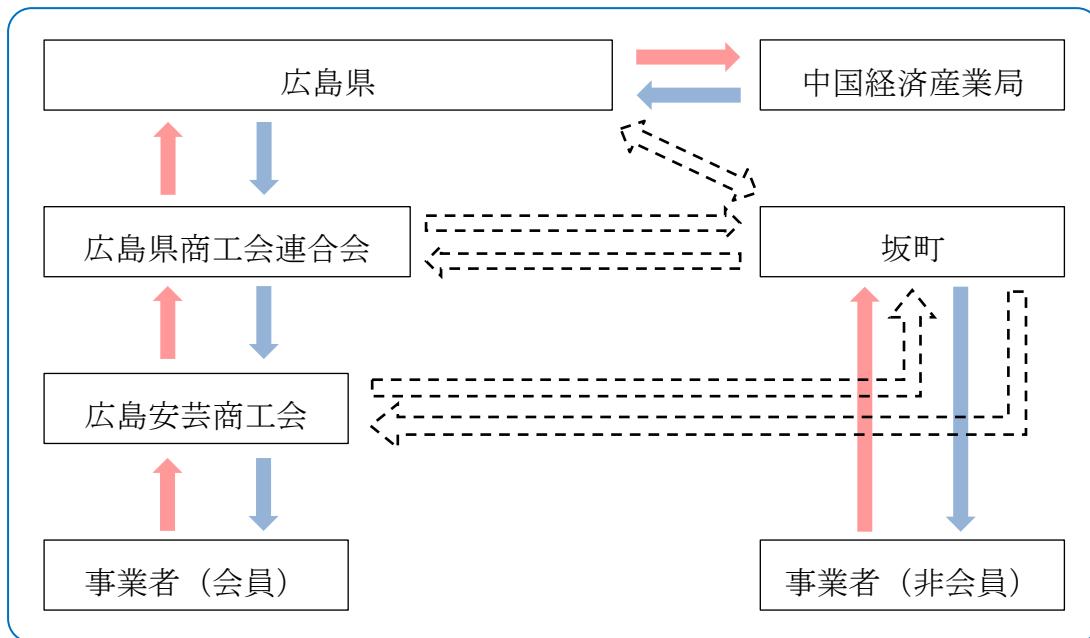
※ なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものと考える。

- ・本計画により、当会と坂町は以下の間隔で被害情報を共有する。

発災後～2週間	1日に1回共有する
2週間～1ヶ月	1週間に1回以上共有する
1ヶ月以降	2週間に1回共有する

### <3. 発災時における指示命令系統・連絡体制>

- ・事前災害発生時に、地区内の小規模事業者の被害状況の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会と坂町は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会は、広島県商工会連合会の「商工会災害情報報告システム」に入力した被害状況を活用し、坂町の商工担当部署へ情報共有し、県の商工担当部署へ報告する。
- ・下図の流れで情報共有又は報告を行う。



< 4. 応急対応時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の設置方法について、坂町と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や県、坂町等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

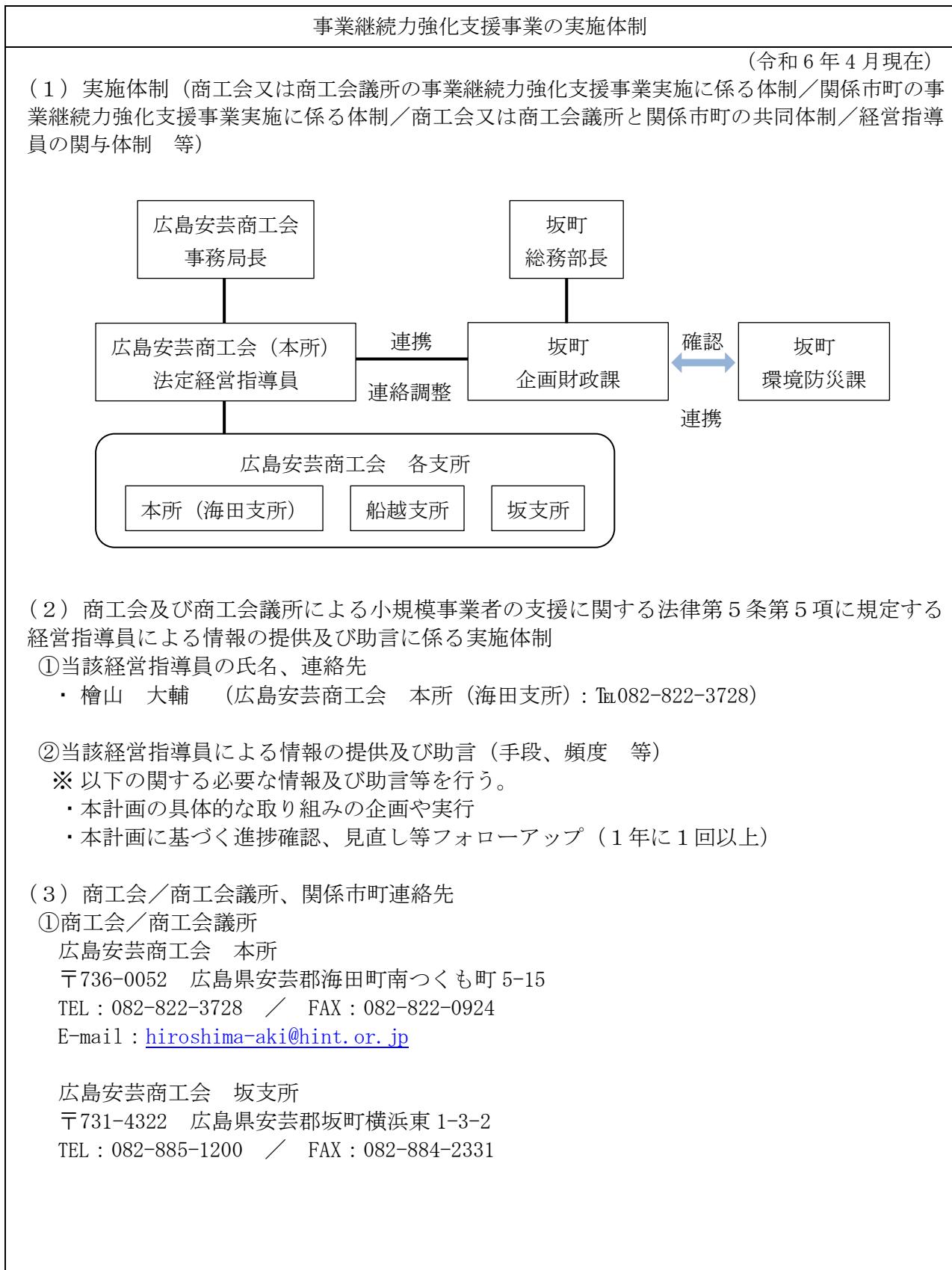
- ・坂町の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県や市町、広島県商工会連合会及び全国商工会連合会等に相談する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



③ 関係市町

坂町 総務部 企画財政課  
〒731-4393 広島県安芸郡坂町平成ヶ浜一丁目 1-1  
TEL : 082-820-1507 / FAX : 082-820-1522  
E-mail : sangyo@town.saka.lg.jp

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
必要な資金の額	920	920	920	920	920
専門家派遣	300	300	300	300	300
セミナー開催費	350	350	350	350	350
パンフ・チラシ製作	100	100	100	100	100
チラシ配布郵送料	90	90	90	90	90
備蓄等消耗品費	80	80	80	80	80

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

- ① 広島県「小規模事業指導費補助金」
- ② 坂町「商工会運営補助金」
- ③ 会費収入
- ④ 特別付賦課金、受託料
- ⑤ 国補助金収入

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

<p>連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p> <p>広島県中小企業共済協同組合（広島県共済） 理事長 林 恵介 〒730-0048 広島市中区竹屋町4-17 県火災ビル</p>
連携して実施する事業の内容
①火災共済等の周知・PR ②当会が開催するセミナー、相談会での火災共済等の紹介・説明
連携して事業を実施する者の役割
①ホームページ、会報、巡回、窓口等で案内に必要なチラシ・パンフレットの提供を行い、火災共済等の周知・PRを行う。 ②当会が開催するセミナー、個別相談会にて、取り扱っている火災共済等の紹介・説明を行い、共済（損害保険）加入の重要性を啓発する。
<p><b>【連携による効果等】</b></p> <p>広島県共済は、災害によるリスク診断が可能なため、それぞれ事業所にあった火災共済等を紹介することが出来る。また、関連損害保険会社を通じて、損害保険を紹介することが出来る。</p>
連携体制図等
<ul style="list-style-type: none"><li>・周知、PRの相談</li><li>・セミナー、個別相談会の調整</li><li>・事業者情報、相談内容等の情報提供</li></ul> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"><div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">広島安芸商工会</div><div style="margin: 0 10px;"></div><div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">広島県中小企業共済協同組合 (広島県共済)</div></div> <ul style="list-style-type: none"><li>・当会職員に対する損害保険の説明</li><li>・セミナー、個別相談会等での火災共済（損害保険）の紹介、説明</li></ul>